議案第　１３７　号

周南市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

周南市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１１月３０日　提出

周南市長　　藤　　井　　律　　子

周南市火災予防条例の一部を改正する条例

周南市火災予防条例（平成15年周南市条例第234号）の一部を次のように改正する。

第18条に次の１項を加える。

３　液体燃料を使用する調理に用いる器具にあっては、第１項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。

第19条に次の１項を加える。

３　固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、前条第３項の規定を準用する。

第20条に次の１項を加える。

３　気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第18条第３項の規定を準用する。

第21条に次の１項を加える。

３　電気を熱源とする調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第18条第３項の規定を準用する。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（参　考）

周南市火災予防条例新旧対照表

現行	改正案
（液体燃料を使用する器具） 第18条　（略） ２　（略）	（液体燃料を使用する器具） 第18条　（略） ２　（略） ３　液体燃料を使用する調理に用いる器具にあっては、第１項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。
（固体燃料を使用する器具） 第19条　（略） ２　（略）	（固体燃料を使用する器具） 第19条　（略） ２　（略） ３　固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、前条第３項の規定を準用する。
（気体燃料を使用する器具） 第20条　（略） ２　（略）	（気体燃料を使用する器具） 第20条　（略） ２　（略） ３　気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第18条第３項の規定を準用する。
（電気を熱源とする器具） 第21条　（略） ２　（略）	（電気を熱源とする器具） 第21条　（略） ２　（略）

現行	改正案
	3　電気を熱源とする調理に用いる器具については、前2項に規定するもののほか、第18条第3項の規定を準用する。